

令和 7 年和泉市教育委員会第 6 回定例会

日 時：令和 7 年 6 月 1 9 日（木） 午後 3 時 4 5 分から

場 所：和泉市役所 3 階 3 A・3 B 会議室

1. 開 会

2. 会議録署名委員の指名について

3. 教育長の報告

4. 審議事項

議案第 2 6 号 令和 7 年和泉市議会第 2 回定例会に提出する議案について（その 1）
補正予算について

案件 1 （仮称）北西部こども園整備事業及び市民体育館駐車場
整備事業（債務負担行為）

案件 2 学校給食費補助事業

案件 3 英語力向上支援講座委託事業

案件 4 和泉ミライの教員育成事業

案件 5 和泉市立青少年の家・槇尾山森林浴コース管理運営事業
（債務負担行為）

案件 6 和泉市久保惣記念美術館リニューアル基本計画策定委託事業
（債務負担行為）

議案第 2 7 号 令和 7 年和泉市議会第 2 回定例会に提出する議案について（その 2）
和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例制定について

議案第 2 8 号 令和 7 年和泉市議会第 2 回定例会に提出する議案について（その 3）
和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第 2 9 号 令和 7 年和泉市議会第 2 回定例会に提出する議案について（その 4）
和泉市立槇尾山レクリエーションセンター条例の制定について

議案第 3 0 号 令和 7 年和泉市議会第 2 回定例会に提出する議案について（その 5）
財産取得について

案件 1 令和 7 年度大阪府 G I G A スクール構想の実現に係る
学習者用コンピュータ

議案第 3 1 号 令和 7 年和泉市議会第 2 回定例会に提出する議案について（その 6）
工事請負契約の締結について

案件 1 市立南松尾はつが野学園留守家庭児童会室増築工事

案件 2 和泉市庁舎分館及び教育センター除却工事

議案第 3 2 号 和泉市久保惣記念美術館リニューアル基本構想の策定について

5. 承認事項

- (1) 職員の人事について（非公開）

6. 報告事項

- (1) (仮称) 富秋学園整備事業の進捗状況について
- (2) 令和7年度和泉市子どもの夢応援奨学金について
- (3) 令和7年度第24回子ども議会について
- (4) 富秋中学校区等跡地活用ビジョンの策定に係る骨子案について
- (5) イベント開催における危機管理マニュアルの策定について
- (6) 和泉市指定文化財の指定の諮問について
- (7) 次期総合計画（骨子案）および次期創発プラン（骨子案）について（別冊）

7. 情報提供

- (1) 叙勲について

8. 行事等のご案内

- (1) 令和7年度和泉市立小学校水泳記録会の開催について

9. その他

10. 閉会

教育長の報告（令和7年5月22日～6月18日）

5月26日（月）～5月30日（金）、6月2日（月） 校長面談（教育長室）

5月29日（木） 一般財団法人和泉市文化振興財団令和7年度第1回定時評議員会（久保惣記念美術館）
一般財団法人和泉市文化振興財団令和7年度第2回理事会（久保惣記念美術館）

5月30日（金） 令和7年度第1回大阪府公立学校情報機器共同調達協議会兼幹事会（オンライン）

6月1日（日） 信太山駐屯地創立68周年記念行事（信太山駐屯地）
桃山学院大学人間教育学部開設記念シンポジウム（桃山学院大学）

6月2日（月） LOVOT（家庭用ロボット）生誕祭（教育センター）

6月3日（火） 和泉市職員採用委員会（市役所）

6月3日（火）～6月5日（木）、6月10日（火）、6月17日（火） 校長意見交流会（教育長室）

6月5日（木） 令和7年度第2回国勢調査和泉市実施本部会議（市役所）
令和7年度第1回事務処理適正化プロジェクトチーム会議（市役所）
叙勲伝達式（受章者自宅）

6月6日（金） 次期総合計画策定委員会（市役所）

6月8日（日） 第16回和泉市長杯キックベースボール大会（光明池緑地運動場）
第20回和泉市美術展（和泉シティプラザ）
プラスフェスタ in IZUMI（和泉シティプラザ）

6月9日（月） 第75回和泉市「社会を明るくする運動」推進委員会（コミュニティセンター）

6月11日（水） 和気小学校校内研修（和気小学校）

6月12日（木） 令和7年度第1回和泉市青少年薬物汚染防止対策推進会議（市役所）

6月14日（土） 令和7年度和泉市防災協会定期総会（和泉シティプラザ）

6月15日（日） 令和7年度和泉市職員採用三次試験（市役所）

6月16日（月） 令和7年度和泉市文化財活性化推進実行委員会（市役所）

6月17日（火） 和泉市職員採用委員会（市役所）
政策調整委員会（市役所）

議案第26号

令和7年和泉市議会第2回定例会に提出する議案について（その1）

次の案件を令和7年和泉市議会第2回定例会に提出することについて、議決を求める。

令和7年6月19日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

案件 補正予算について

1. （仮称）北西部こども園整備事業及び市民体育館駐車場整備事業（債務負担行為）
2. 学校給食費補助事業
3. 英語力向上支援講座委託事業
4. 和泉ミライの教員育成事業
5. 和泉市立青少年の家・槇尾山森林浴コース管理運営事業（債務負担行為）
6. 和泉市久保惣記念美術館リニューアル基本計画策定委託事業（債務負担行為）

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づき、議会の議決を経るべき議案は、教育委員会の意見を聴かなければならない。これが本議案を提出する理由である。

補正予算説明書
（（仮称）北西部こども園整備事業、市民体育館駐車場整備事業）

学校園管理室、こども未来室、生涯学習推進室

1 補正の理由

平成29年度策定の「公立保育所・公立幼稚園のあり方」及び令和元年度策定の「公立保育所・公立幼稚園のあり方に基づく整備方針」にて、国府幼稚園と和泉保育園を統合し、旧教育センター等の跡地に公立認定こども園として令和9年4月に（仮称）北西部こども園を開園することを位置づけている。

このことを受け、令和5年度に基本計画を策定（令和6年市議会第2回定例会 厚生文教委員会協議会にて報告）し、令和6年度から設計業務に着手してきたところで、この度、実施設計が整理されたことから令和8年1月頃から整備工事に着手し、令和9年4月に開園すべく、整備にかかる工事費等及び給食用備品購入費に係る補正予算を計上しようとするもの。

また、当該こども園の整備にあわせ、市民体育館の駐車場の再整備を行うべく、整備工事費等にかかる補正予算を計上しようとするもの。

2 補正の内容

（1）こども園

	令和7年度現計予算	債務負担行為限度額	計
工事費（※1）	481,960千円	722,940千円	1,204,900千円
工事監理費（※2）	0千円	31,836千円	31,836千円
給食用備品購入費	0千円	21,800千円	21,800千円
合計	481,960千円	776,576千円	1,258,536千円
うち国費（※3）	36,156千円	54,237千円	90,393千円
うち市債（※4）	401,200千円	630,400千円	1,031,600千円
うち一般財源	44,604千円	91,939千円	136,543千円

（2）市民体育館駐車場

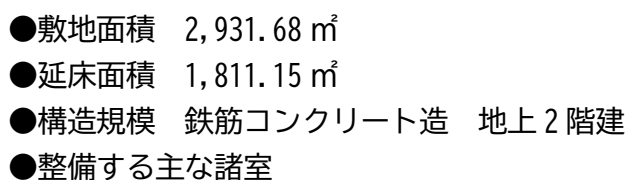
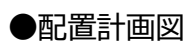
	令和7年度現計予算	債務負担行為限度額	計
工事費（※1）	22,160千円	33,240千円	55,400千円
工事監理費（※2）	0千円	1,464千円	1,464千円
合計	22,160千円	34,704千円	56,864千円
うち市債（※4）	19,900千円	31,200千円	51,100千円
うち一般財源	2,260千円	3,504千円	5,764千円

※1 ※2 こども園分と市民体育館駐車場分をそれぞれ一括で発注予定

※3 就学前教育・保育施設整備交付金（補助率 1/3、幼稚園部分が対象）

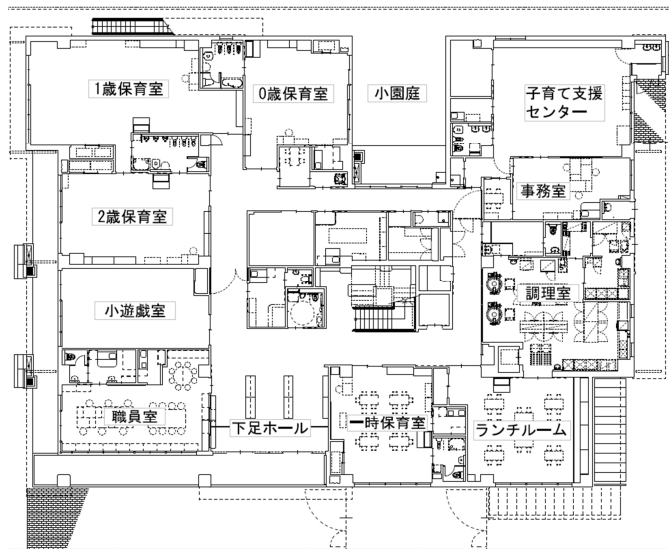
※4 公共施設等適正管理推進事業債（充当率 90%、交付税算入率 50%）

●計画地

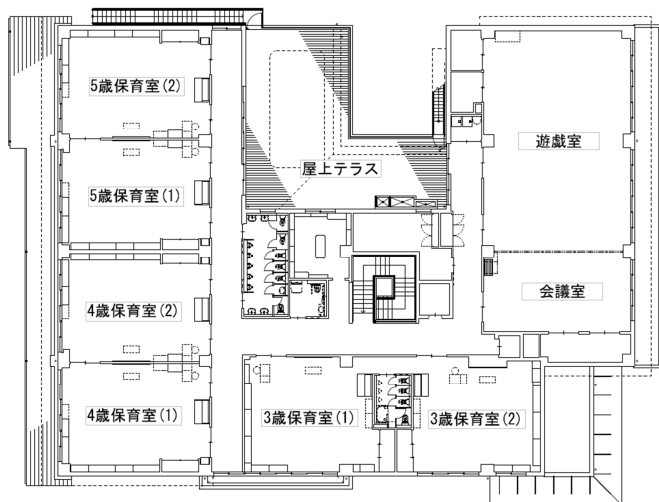


1 階	2 階
・ 0～2 歳保育室（各 1 室） ・ 小遊戯室 ・ 一時預かり保育室 ・ 調理室、ランチルーム ・ 職員室 ・ 子育て支援センター	・ 3～5 歳保育室（各 2 室） ・ 遊戯室 ・ 会議室 ・ 屋上テラス

●1 階平面図



●2 階平面図



4 給食用備品

給食用備品の納品及び設置については令和8年度に実施するが、給食用備品の据付位置、給排水位置、給水・給湯・ガスの配管の接続位置等について、工事施工業者と基礎工事等が開始される前までに調整する必要があることと、給食用備品の種類、数量が多数となり、発注から納品まで期間を要することから、令和7年度中に受注事業者を選定する必要があるもの。

◆購入を計画する主な備品一覧 〔予算額：21,800 千円〕

項目	数量
パススルーテーブル型冷蔵庫	2 台
器具消毒保管機	2 台
冷凍冷蔵庫	1 台
電気式食器消毒保管機	1 台
折畳み式配膳台	8 台
ガス式立体炊飯器	1 台
シンク類 (1 槽、2 槽、3 槽、移動式)	5 台
その他 (卓上野菜調理機、移動台、作業台等)	—

5 定員・名称等

●国府幼稚園と和泉保育園の園児数（R7.4）と定員の状況（上段が園児数、下段が定員）

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
国府幼稚園	—	—	—	8 人 /35 人	12 人 /35 人	13 人 /35 人	33 人 /105 人
和泉保育園	6 人 /9 人	14 人 /12 人	20 人 /18 人	28 人 /21 人	25 人 /30 人	29 人 /30 人	122 人 /120 人
計	6 人 /9 人	14 人 /12 人	20 人 /18 人	36 人 /56 人	37 人 /65 人	42 人 /65 人	155 人 /225 人

●（仮称）北西部こども園の定員案

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
1 号（幼稚園部分）	—	—	—	15 人	15 人	15 人	45 人
2・3 号（保育園部分）	9 人	15 人	24 人	30 人	30 人	30 人	138 人
計	9 人	15 人	24 人	45 人	45 人	45 人	183 人

※定員については、今後の利用申込状況に応じて、変更の可能性有り

また、弾力的な運用により、定員以上の園児を受け入れることも検討

●（仮称）北西部こども園の名称について

- 市民や在園児の保護者、園職員を対象に名称を公募する
- ・令和 7 年 9 月に募集開始（広報やホームページ等で周知）
- ・12 月に名称案を確定し、令和 8 年市議会第 1 回定例会にて提案予定

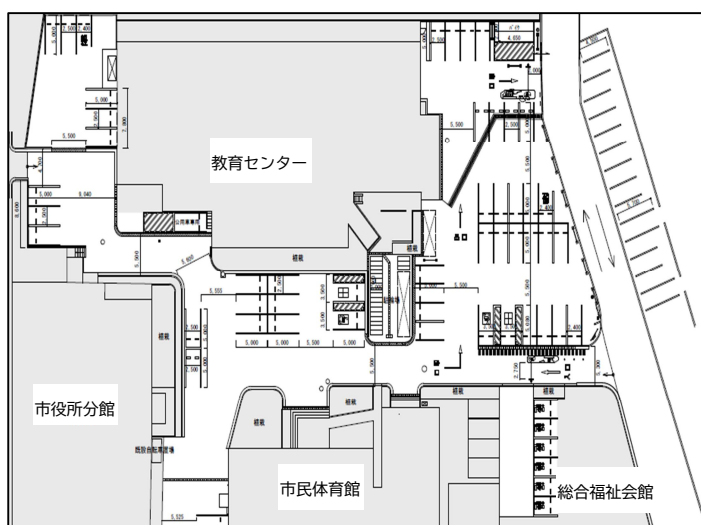
●国府幼稚園と和泉保育園の跡地について

- 両園とも借地のため、令和 9 年度に除却工事のうえ借地解消を予定

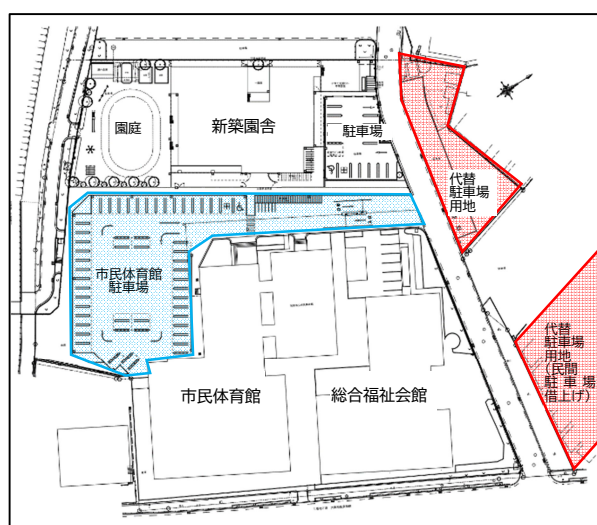
※敷地面積 国府幼稚園：2,874.76 m² 和泉保育園：1,884.29 m²

6 工事概要（市民体育館駐車場）

●工事前配置図



●配置計画図



※工事期間中は、隣接地（右の配置計画図赤枠部分）に代替駐車場を確保

駐車可能台数：工事前 60 台 → 工事期間中 40 台 → 工事完了後 66 台

7 駐車場管理システムについて

駐車場管理システムについては、カメラ式との経費の比較及び未精算出庫の対策や満車時の入場規制の観点からゲート式を採用する。また、ゲートの位置については、満車時の駐車列の吸収や総合福祉会館横駐車場への干渉を避ける目的から、前面道路より 20mほど内側に設置する。

比較項目	ゲート式	カメラ式
イニシャルコスト	約 18,000 千円	約 15,000 千円
ランニングコスト	年額約 2,000 千円	年額約 2,400 千円
精算について	◎ 未精算出庫不可	× 未精算出庫可
事故リスク (機器)	△ 発券機やバーへの接触破損リスクあり	◎ 機器が小さく、接触リスクが低い
事故リスク (出入り口)	○ バーがあるため、出入り口で徐行となる。出口精算時の滞留による事故リスクあり	× バーがなく、バイク等が車路の中央を走行する危険性あり
事故リスク※ (車両の滞留)	△ 満車時に入場制限がかかり、場外に待機列ができ得る	△ 満車時でも入場でき、駐車場内での滞留が発生する
精算トラブル	○ 精算処理の方法は現在と変わらない	× 操作の問い合わせ対応で窓口業務に影響あり
管理契約について	○ 他社製の機械であっても管理可能	△ 他社製の機械は管理できない可能性あり

※7年半以上使用する場合、ゲート式の方がトータルコストで優位となる。

8 スケジュール

	令和7年度												令和8年度												令和9年度		
	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6		
工事等	設計		教育センター・庁舎分館 解体・除却工事										こども園新築工事(給食用備品調達)														
													開園準備・引越し												開園		
													駐車場課金システム・舗装工												新駐車場運用開始		
市議会 ・ 教育委員会	補正予算		工事契約締結 給食用備品財産取得										条例改正														

補正予算説明書
(学校給食費補助金)

学校園管理室

1 補正の金額 84,000 千円

2 補正の理由

令和 7 年度の給食費については、例年通り、前年度の 10 月に物価高騰の影響等を検証したが、その時点では確定した「米飯・牛乳」の価格が大阪府学校給食会から示されなかったため、給食費を改定することを見送った

その後、令和 7 年 3 月に大阪府学校給食会からの通知により令和 7 年度の「米飯・牛乳」価格が値上げとなることが確定し、現行の給食費では安定的な給食運営の継続が難しくなるため、不足する給食費を市が負担することで、給食の質を維持し、保護者の経済的負担を軽減しようとするもの

3 「米飯・牛乳」の価格上昇の状況

	小学校			中学校		
	令和 6 年度	令和 7 年度	上昇額	令和 6 年度	令和 7 年度	上昇額
米飯	858.66 円	1,300.20 円	441.54 円	904.82 円	1,441.02 円	536.20 円
牛乳	1,212.26 円	1,270.40 円	58.14 円	1,113.58 円	1,166.99 円	53.41 円
計	2,070.92 円	2,570.60 円	499.68 円	2,018.40 円	2,608.01 円	589.61 円
			↓			↓
			500 円/月			590 円/月

(参考) 1 食あたりに換算すると、

米飯は、小学校 65.05 円が 98.5 円に、中学校 76.68 円が 122.12 円に値上がり、
牛乳は 70.48 円が 73.87 円に値上がる

4 補正予算の内容

令和 7 年 4 月からの値上げのため、4 月分から補助する

小学校給食事業 18 負担金補助及び交付金 給食費補助金
500 円/月 × 11 月 × 9,119 人 = 50,154,500 円 ≒ 51,000 千円

中学校給食事業 18 負担金補助及び交付金 給食費補助金
590 円/月 × 11 月 × 4,996 人 = 32,424,040 円 ≒ 33,000 千円

計 84,000 千円

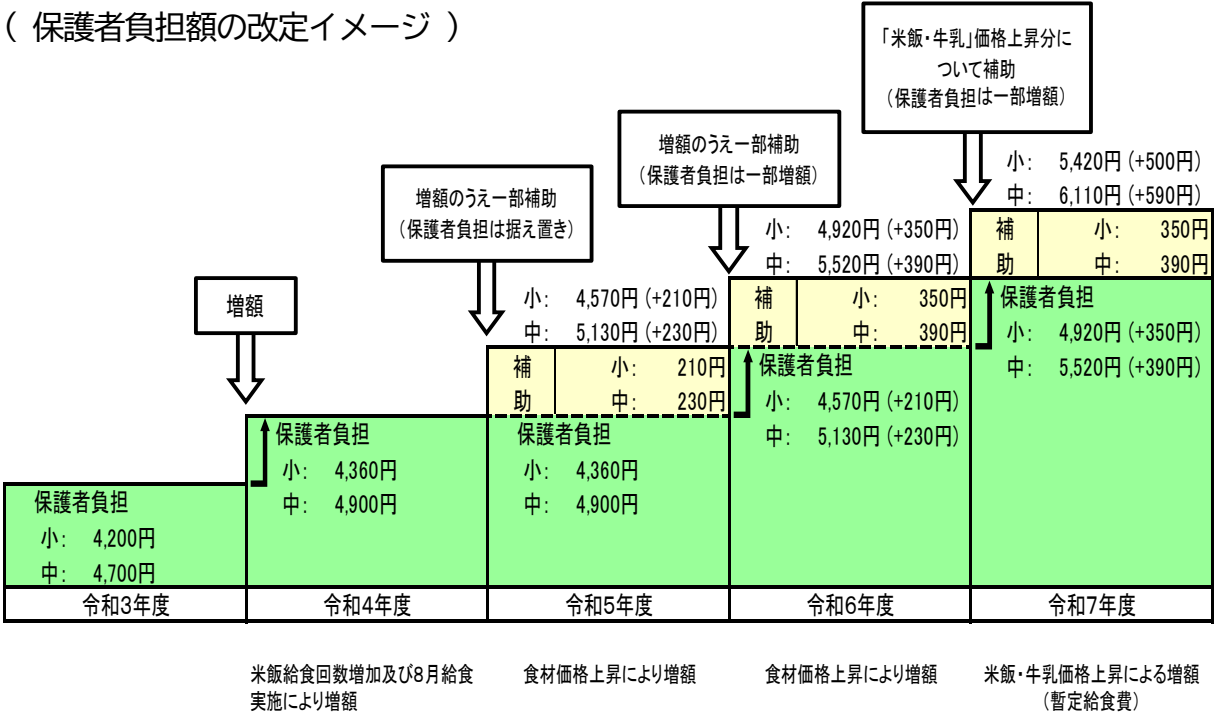
※ 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の一部を活用する予定

5 参考

令和7年4月当初時点での給食費に、米飯・牛乳上昇額を加えた暫定給食費

小学校 4,920円 + 500円 ⇒ 5,420円/月
中学校 5,520円 + 590円 ⇒ 6,110円/月

(保護者負担額の改定イメージ)



補正予算説明書
(英語力向上支援講座委託料)

学校教育室

1. 補正の金額

【歳出】委託料 8,394千円

(受講料9,326千円－受講負担金932千円)

2. 補正の理由

(1) これまでの英検受験料補助の取組み

平成25年度以降、令和6年度までは中学校3年生及び義務教育学校9年生のみを対象に実用英語技能検定3級以上の受験料補助を実施してきたところ。

一方で、令和7年度より姉妹都市ブルーミントン市への学生派遣の応募対象を3級の所持を応募条件としたことや最近の受験者の内訳について、準2級以上の受験者が全体の45%を超えている状況にあることから、令和7年度当初予算にて受験料補助の対象を中学校3年生に限定していたものを中学1～3年生まで拡充し、早期の段階で英語学習の意欲を高めることとした。

	令和6年度予算額	令和7年度予算額
英語検定委託料	6,388 千円	13,530 千円

(2) 令和6年度の英検受験の実績と令和7年度の英検保有状況

令和6年度の英検受験の実績（英検受験料補助対象のみ）

	1級	準1級	2級	準2級	3級	計
受験者数	2人	21人	152人	113人	333人	621人
合格者数	1人	0人	23人	30人	84人	138人

令和7年度の英検保有状況（令和7年4月実施：対象和泉市立中学校）

	1級	準1級	2級	準2級	3級	計
保有者	2人	2人	41人	155人	383人	583人

(3) 英語力向上支援講座委託料について

これまでは、中学校卒業程度の技能とされる英語3級の取得を目標としてきたところであるが、2級以上(CEFR A2: 高卒程度)の受験者が28%を超える状況にあり、1級、2級といった合格者も確認される状況にある。英検準2級を所持し、CEFR A2以上の取得をめざす意欲ある生徒については、大阪府立高校入試において、2級以上の取得により学力検査当日の英語の点数が一定程度保証されることから、積極的に支援するもの。加えて、2級以上のハイレベルの英検を取得するにとどまらず、将来的にはそれを活かし、国際社会で活躍できるグローバル人材の育成もめざすもの。

具体には、準2級を所持しており2級をめざす生徒、2級を所持しており準1級をめざす生徒、準1級を所持しており1級をめざす生徒を対象に英語力向上支援講座の受講料を支援しようとするもの。

なお、受講負担金については、途中で受講辞退とならないように一定の自己負担が必要である一方で、自己負担額が高額になると受講者が少なくなる懸念もあることから受講料の1割を自己負担とする。

(4) 英語力向上支援講座について

〈英検合格に向けた期待するプログラム〉

- ・ コーチングと自主学習の両面において、効果的な学習を実現する内容
(コーチングと自主学習が連動した内容)
- ・ 日常英語・学校英語を超えた「語彙力」を育成できる内容
- ・ 4技能「リーディング」「リスニング」「ライティング」「スピーキング」すべてを強化できる内容
- ・ 英語力の育成(英検取得)だけでなく、グローバルな視野を育成する内容

実施時期: 11月中旬～3月中旬 〈英検 R8.5月下旬〉

講座内容:

- ① 週1回程度以上のコーチング(集団:約60分 または、マンツーマン約30分等)
- ② 受講者が行う自主学習を計画的、効率的にすすめるためのサポート体制、また学習履歴を確認する管理体制

(5) 今後の予定

7月18日	和泉市議会第2回定例会 議決日
7月下旬～	プロポーザルによる業者選定 公募
9月上旬	プロポーザル
9月下旬	契約・事業準備
9月下旬～	募集
10月中旬	募集締め切り・選考
10月下旬	受講者決定
11月～	支援講座開講
3月	支援講座終了
～5月下旬	英検受験

補正予算説明書
(学校教育支援事業 「和泉ミライの教員育成事業」)

学校教育室

1. 補正の金額

【歳出】 1,315 千円

(内訳) 報償費 1,280 千円 (1,600 円 × 8h/週 × 20 週 × 5 校)

支援人材傷害保険料 35 千円 (7,000 円 × 5 人)

2. 補正の理由

(1) 背景

- ・全国的な教員の不足
 - 教職員定数の見直し、小学校での専科指導などが進んでおり教員はますます必要な状況
- ・質の高い教職員の育成と確保
 - 若手教員の早期退職の傾向や処遇改善などへの対応検討

(2) 趣旨・効果

教員をめざす学生を「和泉ミライの教員育成事業 実習生」として学校へ派遣。

和泉市立学校を、学生の学びの場・児童生徒とのふれあいの場・和泉を知る場とし、「和泉市で先生になりたい」という人材の育成と支援を行う。市費任期付教育職員や講師等の人材確保、児童生徒への細やかなサポート、教員の負担軽減、教育の街イズミの魅力等に資するもの。

①「和泉市で先生になりたい！」という学生の人材育成を図る

②実習生を将来、講師等へ任用することでよりよい人材による教員不足の解消へ

→ 本市で任用している講師が採用選考に合格した場合、和泉市への配置要望可能

③児童生徒に近い距離からサポートする、「ミライの先生」として教育課程に関わることで学校教育活動の充実を推進。

④和泉市の特色ある教育施策として、「教育の街 イズミ」のまちづくりの施策としてもアピール。

→ 桃山学院教育大学の移転（桃山学院大学へ統合）の機会を捉え、連携を強化・充実

→ 「将来、和泉市で勤めたい」・・・定住の促進へ

(3) 主な活動内容

教員の授業補助、児童生徒対応など

- 授業補助（児童生徒の学習支援、教員の業務補助、授業準備等）
- 休み時間等の児童生徒対応
- 学校行事補助

※スクール・サポート・スタッフは事務的内容の補助。不登校対策支援員は、不登校対策に特化したものであり、通常学級等での授業で直接児童生徒に関わっていくとして区別されるもの。

※授業の充実、児童生徒への細やかな支援、教員の負担軽減等に資するもの

(4) 人材の確保について

- ・教育実習生、インターン生など数か月単位で学校から離れる学生たちが継続して学校で経験を積めるようにする。
- ・令和 7 年度 教育実習生 42 人 → 例年 50 人前後（20 大学前後）
インターン生 45 人 → 令和 6 年度 13 人（桃山学院大学人間教育学部の創設により増加）

補正予算「青少年の家・槇尾山森林浴コース管理運営事業（債務負担行為）」

生涯学習推進室

1 補正予算について

本施設は、令和 9 年 4 月のリニューアルオープンに向けて取り組みを進めており、改修に係る実施設計業務を、令和 6 年度末に完了した。

リニューアルオープンに向けた工事及び準備につきましては、令和 8 年 1 月から令和 9 年 3 月までの間、施設を休館し、実施する予定である。

つきましては、リニューアル工事による改修及び工事監理に加え、既存施設の整理を行う必要があることから、補正予算の要求を行うもの。

なお、当該事業については、新しい地方経済・生活環境創生交付金【第 2 世代交付金】（対象事業費の 1/2）交付対象事業として採択された。

※参考資料（別紙 1：計画図、サウナパース図及び主なリニューアルイメージ）

●補正予算要求額 653,705 千円

・工事監理及び改修工事経費

	R 7 予算分	債務負担分 (R7-R8)	計
委託料 ・改修工事監理業務委託料	4,400 千円	16,600 千円	21,000 千円
工事請負費 ・改修工事費	28,100 千円	596,500 千円	624,600 千円
総計	32,500 千円	613,100 千円	645,600 千円
うち国費	16,250 千円	306,550 千円	322,800 千円
うち市債	14,600 千円	275,800 千円	290,400 千円
うち一般財源	1,650 千円	30,750 千円	32,400 千円

・その他、撤去等経費

	R 7 予算分	債務負担分 (R7-R8)	計
役務費 ・ろ過装置排水作業料	185 千円	0 千円	185 千円
委託料 ・物品廃棄物処分委託料 ・通信回線等撤去委託料 ・便槽等清掃委託料	7,920 千円	0 千円	7,920 千円
総計	8,105 千円	0 千円	8,105 千円

<第 2 世代交付金の内示額>

令和 7 年度における工事の進捗予定を 5%と設定したことから、第 2 世代交付金の内示額については、16,646 千円（対象事業経費（出来高払い）の 1/2）であるが、改修工事の進捗状況により、令和 7 年度の交付額が変更となる場合もある。

対象事業経費＝665,874 千円（令和 6 年度申請時の見込み額）

第 2 世代交付金の内示額＝665,874 千円×5%÷2＝16,646 千円

<水不足対策に係る工事費>

本施設内で使用する水は、湧水濾過にて確保しているものの、令和6年の夏季において、湧水の減少等により、施設に十分な水を供給できない問題が複数回発生したことを受け、リニューアルにあたり、新たな水源の検討や、水質及び水量の調査等を行った。

その結果、現行の箇所から上流部において湧水があることが判明し、上流部の取水口からも湧水を取水することで水不足解消を図るため、水不足対策に係る改修工事費が約4,500千円となった。

2 業務内訳

①青少年の家ろ過装置排水作業料	185 千円
②青少年の家物品廃棄物処分委託料	6,620 千円
③青少年の家通信回線等撤去委託料	520 千円
④青少年の家便槽等清掃委託料	780 千円
⑤青少年の家改修工事監理業務委託料	21,000 千円
⑥青少年の家改修工事費	624,600 千円

計 653,705 千円

3 補正の科目別内訳

(款) 9 教育費 (項) 5 社会教育費 (目) 2 社会教育費 (千円)

事業・節	R 7 予算分	債務負担分 (R7-R8)	小計	説明
821013 青少年の家・槇尾山 森林浴コース管理運営事業 11 役務費	185 千円	0 千円	185 千円	上記2 業務内訳①
821013 青少年の家・槇尾山 森林浴コース管理運営事業 12 委託料	12,320 千円	16,600 千円	28,920 千円	上記2 業務内訳 ②～⑤
821013 青少年の家・槇尾山 森林浴コース管理運営事業 14 工事請負費	28,100 千円	596,500 千円	624,600 千円	上記2 業務内訳⑥
合計	40,605 千円	613,100 千円	653,705 千円	

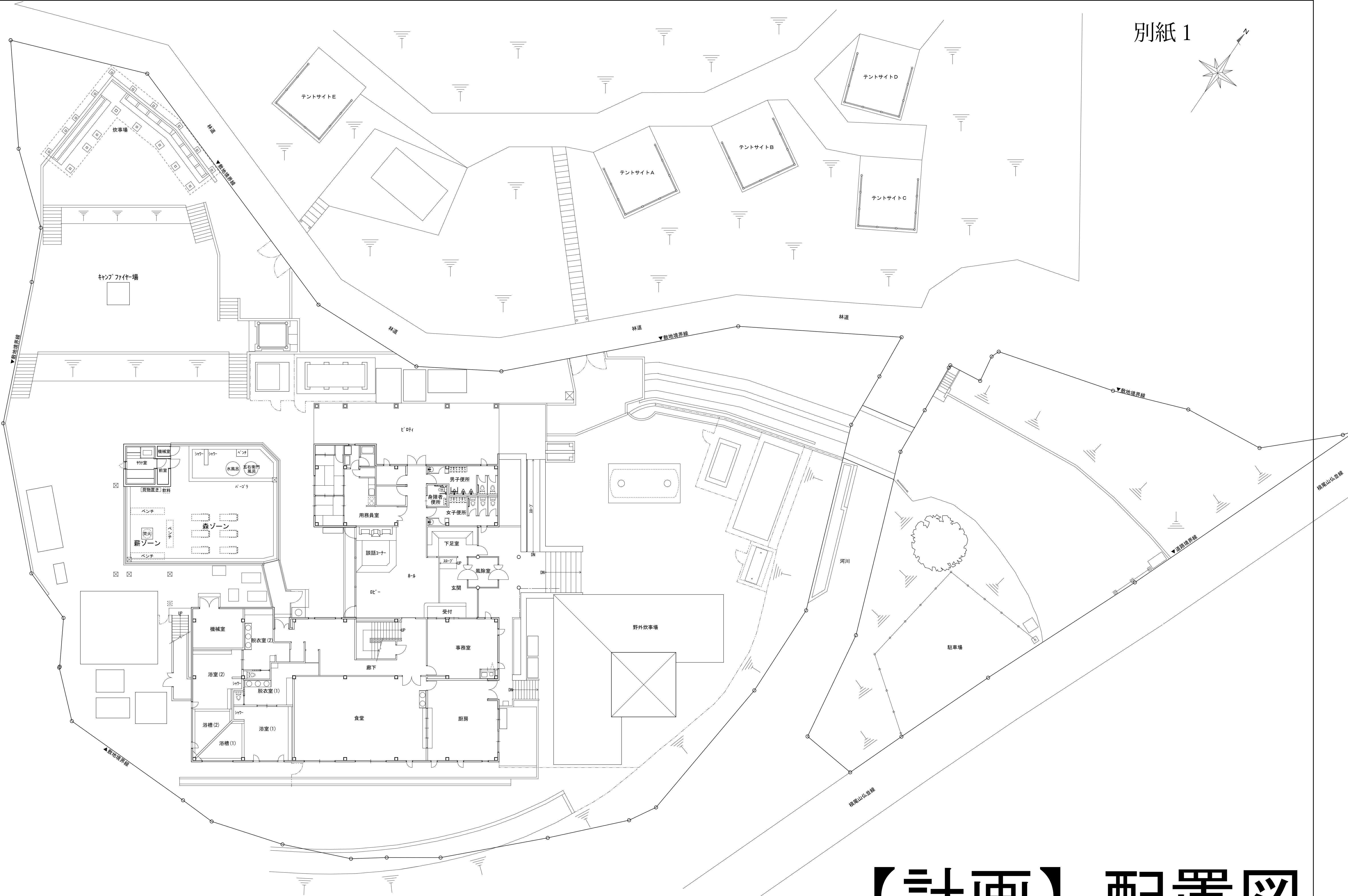
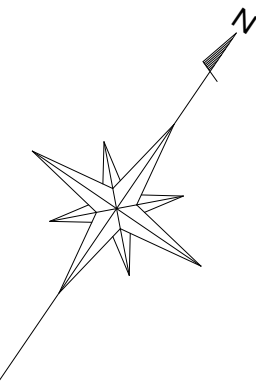
<補足>

令和7年度現計予算について、改修工事監理業務委託料の令和7年度における出来高払いとして令和8年1月～同年3月の3か月分×90%（和泉市建設工事前金払取扱規則）を支出予定である。

また、工事請負費については令和7年度における工事の進捗予定を5%と設定したことから、工事請負費の5%分×90%（和泉市建設工事前金払取扱規則）を出来高払いにて支出予定である。

4 今後のスケジュール

令和7年7月	令和7年和泉市議会第2回定例会にてリニューアル工事に係る 債務負担行為補正予算案の提出
令和7年8月頃～	リニューアル工事業者の選定
令和7年11月	令和7年和泉市議会第4回定例会にて工事請負契約締結議案の 提出
令和8年1月～	リニューアル工事開始
令和9年1月	リニューアル工事完了予定
令和9年2月～	リニューアルオープン準備（什器や備品の搬入等）
令和9年4月	リニューアルオープン

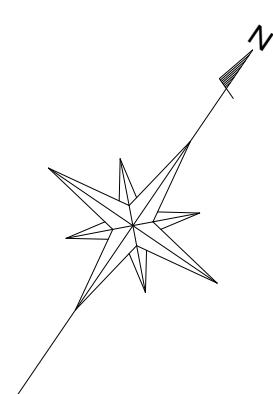


【計画】配置図



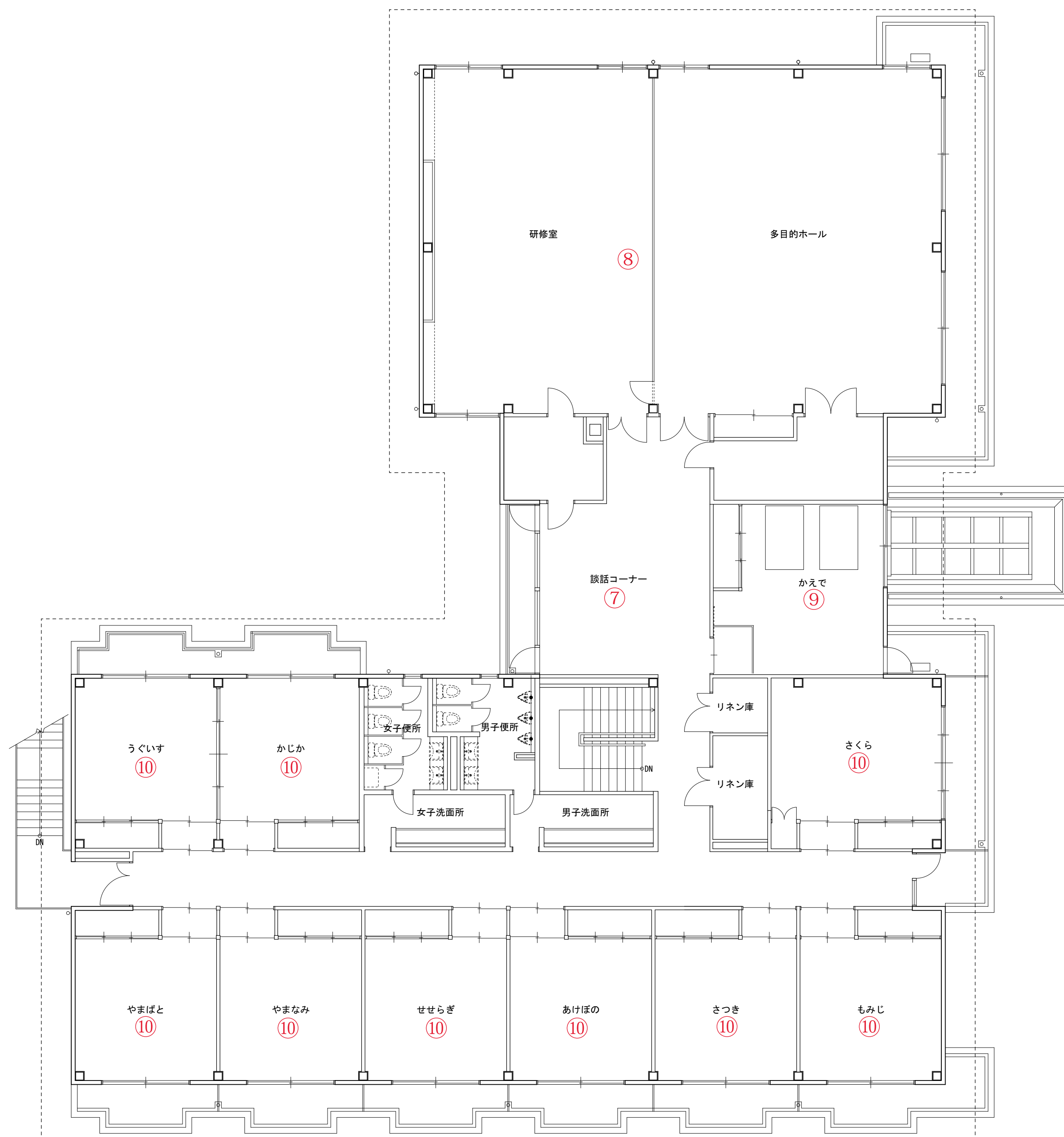
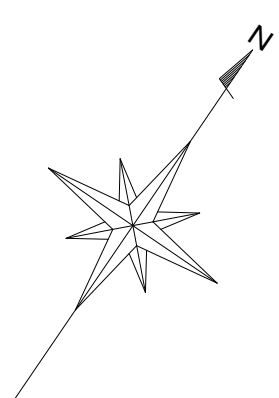






①	【現況】 	【改修イメージ】
②	【現況】 	【改修イメージ】
③	【現況】 	【改修イメージ】
④	【現況】 	【改修イメージ】
⑤	【現況】 	【改修イメージ】
⑥	【現況】 	【改修イメージ】

【改修後】1階平面図



【現況】 	【改修イメージ】 
【現況】 	【改修イメージ】 
【現況】 	【改修イメージ】 
【現況】 	【改修イメージ】 

【改修後】 2階平面図

補正予算説明書
(和泉市久保惣記念美術館リニューアル基本計画策定委託料)

久保惣記念美術館

1. 補正の金額（R7～8年度 債務負担行為）
13,200千円

2. 補正の理由

当館は開館から43年が経過し、施設及び設備の老朽化が著しく、その傷みは来館者だけでなく、収蔵美術品にも影響を与えかねないほど進行しています。

またこの間に美術品等のコレクションは開館時の500点から13,000点となり、展示スペース及び収蔵庫の狭隘化が問題となっています。

本来、美術品をより適正な環境で収集保存し広く公開することが、美術館の最大の使命であることから、その要である展示・収蔵施設及び設備の全面的な更新が不可欠になっています。

また、現在では、和泉・久保惣ミュージアムタウン構想による「まちづくり」や「観光や賑わい創出」など、このエリアのブランディングをはじめ地域の文化や歴史を伝える場としても重要な存在であるとともに当館が持つ浮世絵コレクションを中心としたインバウンド戦略をはじめ、創作教室や市民ギャラリー、令和4年度から開催しているアートコンクールなど、アートセンターの役割も担っています。

これらのことから、当館の長寿命化にあわせて、現代のニーズに対応する改修やアップグレードを行う必要があるため、リニューアル基本計画の策定業務委託に必要となる補正予算を要求するものです。

3. スケジュール（予定）

令和7年7月 事業者選定に係る公募型指名競争入札

令和7年9月 契約締結（履行期間：令和7年9月～令和8年9月）

令和8年9月 リニューアル基本計画策定

議案第27号

令和7年和泉市議会第2回定例会に提出する議案について（その2）

次の案件を令和7年和泉市議会第2回定例会に提出することについて、議決を求める。

令和7年6月19日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

案件 和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づき、議会の議決を経るべき議案は、教育委員会の意見を聴かなければならない。これが本議案を提出する理由である。

議案第 号

和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 年 月 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年和泉市条例第35号）の一部を次のように改正する。
次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
（保育所等との連携） 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>以下この条において同じ。</u>）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 （1）利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その	（保育所等との連携） 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>第3号において同じ。</u>）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 （1）利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その

新	旧
他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 （２）略 （３）当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第４２条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第６項第１号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 <u>２ 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第１号の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>（１）家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u> <u>（２）次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u> <u>ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようするための措置が講じられていること。</u>	他の保育の内容に関する支援を行うこと。 （２）略 （３）当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第４２条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

新	旧
3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。 4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。 （1）家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。 ア 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 （2）市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に	2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。 （1）家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 （2）次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に

新	旧
<u>応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> (1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u> (2) 略 <u>6、7 略</u> 附 則 1～3 略 （連携施設に関する経過措置） 4 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 5～10 略	<u>掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u> (2) 略 <u>4、5 略</u> 附 則 1～3 略 （連携施設に関する経過措置） 4 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 5～10 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部改正について（概要）

こども未来室

1 主な改正の理由

国の基準改正に伴う条例改正。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）が一部改正（公布：R7.1.31、施行：R7.4.1）されたため、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 主な改正の内容

家庭的保育事業等とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業のことで、居宅訪問型保育事業を除く事業者は保育内容支援及び代替保育等に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を連携施設として確保しなければならないとされている。

ア）保育内容支援について

保育内容支援とは、集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な事業者に対する相談、助言などの支援のこと。

保育内容の支援は、保育所、幼稚園、認定こども園のいずれかの連携施設の確保によることが義務付けられていたが、新たに適用除外規定として、連携施設の確保が困難な場合において、連携協力を行う者として本来業務に支障が生じないときは、小規模保育事業A型事業者等を確保することでも可能とするもの。

イ）代替保育について

代替保育とは、事業者の職員の病気、休暇等により保育を提供できない場合に、事業者にとって代わって提供する保育のこと。

代替保育については、これまでも適用除外規定として連携施設の確保が困難と認める場合は、連携協力を行う者を確保することで、保育所、幼稚園、認定こども園以外の小規模保育事業A型事業者等での代替保育を可能としていたが、市長が連携協力を行う者の確保の促進策を実施してもなおその確保が著しく困難なときも、適用除外規定として扱うことを可能とするもの。

ウ）経過措置期間について

当該国基準の運用について、連携施設の確保に配慮し、10年間の経過措置期間が設けられていたが、その期間をさらに5年間延長するもの。

3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第28号

令和7年和泉市議会第2回定例会に提出する議案について（その3）

次の案件を令和7年和泉市議会第2回定例会に提出することについて、議決を求める。

令和7年6月19日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

案件 和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例制定について

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づき、議会の議決を経るべき議案は、教育委員会の意見を聴かなければならない。これが本議案を提出する理由である。

議案第 号

和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 年 月 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年和泉市条例第３４号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
（利用定員） 第３７条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第２９条第１項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては１人以上５人以下とし、小規模保育事業Ａ型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６１号）第２８条に規定する小規模保育事業Ａ型をいう。<u>第４２条第３項</u>において同じ。）及び小規模保育事業Ｂ型（同省令第３１条に規定する小規模保育事業Ｂ型をいう。<u>第４２条第３項</u>において同じ。）にあつては６人以上１９人以下とし、小規模保育事業Ｃ型（同省令第３３条に規定する小規模保育事業Ｃ型をいう。附則第４条において同じ。）にあつては６人以上１０人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては１人とする。	（利用定員） 第３７条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第２９条第１項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては１人以上５人以下とし、小規模保育事業Ａ型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６１号）第２８条に規定する小規模保育事業Ａ型をいう。<u>第４２条第３項第１号</u>において同じ。）及び小規模保育事業Ｂ型（同省令第３１条に規定する小規模保育事業Ｂ型をいう。<u>第４２条第３項第１号</u>において同じ。）にあつては６人以上１９人以下とし、小規模保育事業Ｃ型（同省令第３３条に規定する小規模保育事業Ｃ型をいう。附則第４条において同じ。）にあつては６人以上１０人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては１人とする。

新	旧
2 略 (特定教育・保育施設等との連携) 第4 2条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1)特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。 (2) 略 (3)当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第3 7条第2項に規定す	2 略 (特定教育・保育施設等との連携) 第4 2条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1)特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2) 略 (3)当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第3 7条第2項に規定す

新	旧
るその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。 (1)特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。 (2)次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。 ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第	るその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

新	旧
<u>1 項第 1 号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u> 4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>いずれかを満たすときは、第 1 項第 2 号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1)特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、<u>次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u> ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間で<u>それぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないよう<u>にするための措置が講じられていること。</u> (2)<u>市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、<u>第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> (1)特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事	2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>全てを満たすと認めるときは、前項第 2 号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1)特定地域型保育事業者と前項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力者を行う者との間で<u>それぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> (2)<u>前項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> 3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、<u>次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1)当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又

新	旧
業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u> (2) 略 <u>6～11</u> 略 附 則 （連携施設に関する経過措置） 第5条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>15</u>年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u> (2) 略 <u>4～9</u> 略 附 則 （連携施設に関する経過措置） 第5条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10</u>年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例の一部改正について（概要）

こども未来室

1 主な改正の理由

国の基準改正に伴う条例改正。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）が一部改正（公布：R7.1.31、施行：R7.4.1）されたため、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 主な改正の内容

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業とは、施設型給付費や地域型保育給付費による市の財政支援を受ける事業として市長が確認を行った施設のこと。

家庭的保育事業等を行う特定地域型保育事業者は、保育内容支援及び代替保育等に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を連携施設として確保しなければならないとされている。

ア）保育内容支援について

保育内容支援とは、集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な事業者に対する相談、助言などの支援のこと。

保育内容の支援は、保育所、幼稚園、認定こども園のいずれかの連携施設の確保によることが義務付けられていたが、新たに適用除外規定として、連携施設の確保が困難な場合において、連携協力を行う者として本来業務に支障が生じないときは、小規模保育事業A型事業者等を確保することでも可能とするもの。

イ）代替保育について

代替保育とは、事業者の職員の病気、休暇等により保育を提供できない場合に、事業者に代わって提供する保育のこと。

代替保育については、これまでも適用除外規定として連携施設の確保が困難と認める場合は、連携協力を行う者を確保することで、保育所、幼稚園、認定こども園以外の小規模保育事業A型事業者等での代替保育を可能としていたが、市長が連携協力を行う者の確保の促進策を実施してもなおその確保が著しく困難なときも、適用除外規定として扱うことを可能とするもの。

ウ）経過措置期間について

当該国基準の運用について、連携施設の確保に配慮し、10年間の経過措置期間が設けられていたが、その期間をさらに5年間延長するもの。

3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第29号

令和7年和泉市議会第2回定例会に提出する議案について（その4）

次の案件を令和7年和泉市議会第2回定例会に提出することについて、議決を求める。

令和7年6月19日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

案件 和泉市立槇尾山レクリエーションセンター条例の制定について

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づき、議会の議決を経るべき議案は、教育委員会の意見を聴かなければならない。これが本議案を提出する理由である。

議案第 号

和泉市立槇尾山レクリエーションセンター条例制定について

和泉市立槇尾山レクリエーションセンター条例を次のように制定する。

令和 年 月 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

和泉市立青少年の家について、既存の機能に加え、南部地域のにぎわいの創出並びに人々の交流の場及び癒しの場の提供に関する機能を備えた新たな施設としてリニューアルを行うべく、名称を改めるとともに、利用料金制の導入、新たな供用施設の追加その他所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市立槇尾山レクリエーションセンター条例（案）

和泉市立青少年の家条例（昭和36年和泉市条例第16号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 本市は、人と自然とのふれあいの中で、広く市民の生涯学習を推進するとともに、南部地域のにぎわいの創出並びに人々の交流の場及び癒しの場の提供による地域の活性化を図るため、和泉市立槇尾山レクリエーションセンターを設置する。

（名称及び位置）

第2条 和泉市立槇尾山レクリエーションセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 和泉市立槇尾山レクリエーションセンター

位置 和泉市槇尾山町1番地の21

（事業）

第3条 和泉市立槇尾山レクリエーションセンター（以下「センター」という。）は、第1条の設置目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）自然を活かした生涯学習の推進に関する事。
- （2）地域のにぎわいの創出及び人々の交流の促進に関する事。
- （3）施設の貸与に関する事。
- （4）入浴施設の提供に関する事。
- （5）前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業に関する事。

（利用の許可）

第4条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会（以下「委員会」という。）の許可を受けなければならない。許可を受け

た事項を変更するときも同様とする。

2 委員会は、前項の規定によりセンターの利用を許可する場合において、管理上必要な条件を付けることができる。

（利用許可の制限）

第5条 委員会は、センターを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

（1）公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

（2）施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。

（3）その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）を利するおそれがあると認められるとき。

（4）前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

（利用許可の取消し等）

第6条 委員会は、利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者に対し、利用許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

（1）前条各号のいずれかに該当するとき。

（2）緊急やむを得ない事情により市がこれを利用するとき。

（3）災害その他の事故により利用できなくなったとき。

（4）この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 市は、前項の規定によって利用者に損害が生じても、その責任を負わない。

（権利譲渡等の禁止）

第7条 利用者は、センターの利用の権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は利用許可を受けた目的以外に利用してはならない。

（立入りの制限等）

第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対し、センターへの立入りを拒み、又は退去を命ずることができる。

- (1) 他人の迷惑となる物品を携帯する者
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認める者
- (3) 暴力団を利用するおそれがあると認められる者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、関係職員の指示に従わない者

(指定管理者による管理)

第9条 センターの管理は、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 委員会は、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3 指定管理者にセンターの管理を行わせない場合は、委員会が管理する。この場合において、必要な規定の読替えは、規則で定める。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第10条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 施設、設備等の維持管理
- (2) 第3条に規定する事業に関する業務
- (3) 利用申請書の受理及び許可書の交付
- (4) センターの利用を促進するために必要な業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理運営のために委員会が必要と認める業務

2 指定管理者は、前項第1号、第2号、第4号及び第5号の業務に限り、委員会と協議の上、その一部又は全部を第三者に委託することができる。

(指定管理者による管理の基準)

第11条 指定管理者を指定した場合は、指定管理者は、この条例、この条例に基づく規則その他の関係する法令等に基づきセンターを管理しなければならない。

(利用料金)

第12条 センターの利用料金は、別表第1に定める額を上限とする範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。

2 前項の規定にかかわらず、全ての居室及び多目的室を貸切利用する場合の利用料金は、別表第2に定める額を上限とする範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。

3 前2項に定めるもののほか、センターの附属設備の利用料金については、市長が別に定める。

4 利用者は、第4条第1項の規定による利用の許可を受けたときに、利用料金を支払わなければならない。ただし、市長が別に定める基準に従い、指定管理者が認めたときは、この限りでない。

5 前各項の規定による利用料金は、指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第14条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(キャンセル料)

第15条 指定管理者は、第4条第1項の規定による利用の許可を受けた者であって、当該利用の利用料金が未納であるものが、当該利用を取りやめる場合又は当該利用を取りやめることを申し出ず利用しなかった場合は、当該者に、市長が別に定める基準に従いキャンセル料を支払わせることができる。

(特別の設備等)

第16条 利用者が特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用するときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。

(利用者の義務)

第17条 利用者は、常に善良な管理者としての注意をもって、センターの管理運営に協力しなければならない。

- 2 利用者が故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、委員会の指示するところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第1（第12条関係）

施 設	区 分		基本利用料金の額（円）	
	日中利用	午前10時から午後4時まで	3,000	2人までの額。ただし、大人1人増えるごとに1,000円を、小人1人増えるごとに400円を左記の額に加算する。
	宿泊利用	午後4時から翌日午前10時まで	4,800	2人までの額。ただし、大人1人増えるごとに2,000円を、小人1人増えるごとに800円を左記の額に加算する。
テント施設	午前10時から翌日午前10時まで	小人	400	
		大人	800	
野外炊飯施設	午前10時から午後4時まで	小人	200	
		大人	400	

入浴施設	午後4時から午後10時まで	小人	200
		大人	400
	浴場	小人	250
		大人	500
	サウナ施設	一般利用	2,000
		貸切利用 (2時間)	6,000
多目的室	1時間当たり		1,000

備考

- 1 小人とは、4歳以上16歳未満の者をいい、4歳未満の者の利用は、無料とする。
- 2 大人とは、16歳以上の者をいう。
- 3 市内に居住し、通勤し、若しくは通学している個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人その他の団体（以下「市民等」という。）以外の者が利用する場合（入浴施設を除く。）の利用料金は、基本利用料金の1.2倍の額とする。
- 4 7歳未満の者は、サウナ施設を利用することができない。
- 5 居室（宿泊利用に限る。）の利用料金には野外炊飯施設（午後4時から午後10時までの利用に限る。）及び浴場（当該居室の利用期間中の利用に限る。）の利用料金を含む。
- 6 サウナ施設の利用料金には浴場の利用料金を含む。
- 7 居室の宿泊利用を2回以上続けて利用する場合の到着日及び出発日を除く滞在期間中の日中利用は、当該日の宿泊利用に含むものとする。

別表第2（第12条関係）

区 分	基本利用料金の額（円）
-----	-------------

全ての居室及び多目的室貸切の宿泊利用	午後4時から翌日午前10時まで	100,000
--------------------	-----------------	---------

備考

- 1 市民等以外の者が利用する場合の利用料金は、基本利用料金の1.2倍の額とする。
- 2 宿泊利用の利用料金には野外炊飯施設（午後4時から午後10時までの利用に限る。）及び浴場（当該宿泊利用の利用期間中の利用に限る。）の利用料金を含む。
- 3 宿泊利用を2回以上続けて利用する場合の到着日及び出発日を除く滞在期間中の午前10時から午後4時までの間の利用は、当該日の宿泊利用に含むものとする。

和泉市立槇尾山レクリエーションセンター条例の制定について

生涯学習推進室

(1) 主な改正の理由について

本施設は既存の機能に加え、人と自然とのふれあいの中で、広く市民の生涯学習を推進するとともに、南部地域のにぎわいの創出並びに人々の交流の場及び癒しの場の提供による地域の活性化を図ることを目的としてリニューアルを計画している。

また、施設をより活性化させるため、使用料から利用料金制へ改正するなど、指定管理者の集客運営ノウハウを活かした新たな事業展開を行うべく和泉市立青少年の家条例の全部を改正するもの。

(2) 主な改正の内容について

①施設名称の改正（題名）

施設名称を「和泉市立槇尾山レクリエーションセンター」に改める。

②設置目的の改正（第1条）

生涯学習の推進とともに南部地域の活性化を促進するため改正を行う。

③使用料の利用料金制への改正（第12条）

指定管理者の集客運営ノウハウを活かした新たな事業展開を行うため改正を行う。

④キャンセル料に関する規定の追加（第15条）

貸切利用が高額となることもあり、キャンセル料を徴収できる規定を追加する。

⑤料金区分の変更（別表第1）

青年枠を廃止し、利用区分の明確化を図るため改正を行う。

⑥利用時間の変更（別表第1）

宿泊利用者と日中利用者の利用時間が一部重複していたため、その重複を解消するため改正を行う。

⑦共用施設の追加（別表第1）

リニューアルに伴う新たな機能として、入浴施設を追加したため改正を行う。

⑧貸切利用の追加（別表第2）

団体が利用するにあたっての、利便性向上を図るため改正を行う。

(3) 利用料金について

- ・当該施設の利用料金について、近年の物価上昇や受益者負担の観点より、現行からの増額を行う。
- ・入浴施設利用料、多目的室及び全ての居室及び多目的室貸切についても利用料金設定を行う。

【現行】

市内外	区分	青少年の家		野外炊飯場・テントサイト	
		日帰り	宿泊	日帰り	宿泊
市内	少年(中学生以下)	200	400	100	200
	青年(25歳未満)	400	800	200	400
	一般(25歳以上)	500	1,000	200	400
市外 ※市内の2倍	少年(中学生以下)	400	800	200	400
	青年(25歳未満)	800	1,600	400	800
	一般(25歳以上)	1,000	2,000	400	800



【新料金】

別表第1 個別の施設を利用する場合

施設	区 分		利用料金の額（円）	
居室	日中利用	午前10時から 午後4時まで	3,000	2人までの額。ただし、大人1人増えるごとに1,000円を、小人1人増えるごとに400円を左記の額に加算する。
	宿泊利用	午後4時から 翌日午前10時まで	4,800	2人までの額。ただし、大人1人増えるごとに2,000円を、小人1人増えるごとに800円を左記の額に加算する。
テント施設	午前10時から 翌日午前10時まで	小人	400	
		大人	800	
野外炊飯施設	午前10時から午後4時まで	小人	200	
		大人	400	
	午後4時から午後10時まで	小人	200	
		大人	400	
入浴施設	浴場	小人	250	
		大人	500	
	サウナ施設	共同利用	2,000	
		貸切利用（2時間）	6,000	
多目的室	1時間当たり		1,000	

備考

- 1 小人とは、4歳以上16歳未満の者をいい、4歳未満の者の利用は、無料とする。
- 2 大人とは、16歳以上の者をいう。
- 3 市内に居住し、通勤し、若しくは通学している個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人その他の団体（以下「市民等」という。）以外の者が利用する場合（入浴施設を除く。）の利用料金は、基本利用料金の1.2倍の額とする。
- 4 7歳未満の者は、サウナ施設を利用することができない。
- 5 居室（宿泊利用に限る。）の利用料金には野外炊飯施設（午後4時から午後10時までの利用に限る。）及び浴場（当該居室の利用期間中の利用に限る。）の利用料金を含む。
- 6 サウナ施設の利用料金には浴場の利用料金を含む。
- 7 居室の宿泊利用を2回以上続けて利用する場合の到着日及び出発日を除く滞在期間中の日中利用は、当該日の宿泊利用に含むものとする。

別表第2 全ての居室及び多目的室を貸切利用する場合

区 分		基本利用料金の額（円）
全ての居室及び多目的室貸切の宿泊利用	午後4時から翌日午前10時まで	100,000

備考

- 1 市民等以外の者が利用する場合の利用料金は、基本利用料金の1.2倍の額とする。
- 2 宿泊利用の利用料金には野外炊飯施設（午後4時から午後10時までの利用に限る。）及び浴場（当該宿泊利用の利用期間中の利用に限る。）の利用料金を含む。
- 3 宿泊利用を2回以上続けて利用する場合の到着日及び出発日を除く滞在期間中の午前10時から午後4時までの間の利用は、当該日の宿泊利用に含むものとする。

（4）今後のスケジュールについて

令和7年7月	令和7年和泉市議会第2回定例会にて条例改正案の提出
	令和7年教育委員会第7回定例会にて規則改正案の提出
令和7年7月末～	指定管理者の公募開始
令和7年10月	指定管理者の選定
令和7年11月	令和7年和泉市議会第4回定例会にて指定管理者指定議案及び 指定管理に係る債務負担行為補正予算案の提出
令和8年3月	令和8年和泉市議会第1回定例会にて当初予算案の提出
令和8年4月	指定管理者による管理運営開始

議案第30号

令和7年和泉市議会第2回定例会に提出する議案について（その5）

次の案件を令和7年和泉市議会第2回定例会に提出することについて、議決を求める。

令和7年6月19日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

案件 財産取得について

1. 令和7年度大阪府GIGAスクール構想の実現に係る学習者用コンピュータ

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づき、議会の議決を経るべき議案は、教育委員会の意見を聴かなければならない。これが本議案を提出する理由である。

議案第 号

財産取得について

次のとおり財産を取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 日提出

和泉市長 辻 宏 康

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | 令和7年度大阪府GIGAスクール構想の実現に係る学習者用コンピュータ |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 取得予定価格 | 880,698,621円 |
| 4 取得の相手方 | 大阪府大阪市港区磯路二丁目21番1号
令和7年度大阪府GIGAスクール(iPadOS)共同企業体
(代表構成員:日本電通株式会社)
代表取締役社長 川副 和宏 |

議案第 号参考資料

1 納入場所 和泉市立小学校18校、和泉市立中学校8校、和泉市立義務教育学校2校（計28校）

2 納入期限 令和7年9月30日

3 取得内容	タブレット	16,283台
	キーボード	16,283台
	タッチペン	16,283本
	セキュリティ等管理システム	一式
	画面保護フィルム	16,283枚

財産取得（令和7年度大阪府 GIGA スクール構想の実現に係る学習者用コンピュータ）
について【概要】

学校教育室

1 概要

令和7年度9月から順次更新予定の令和7年度大阪府 GIGA スクール構想の実現に係る学習者用コンピュータ(以下、GIGA 端末という)の購入について、令和7年度大阪府 GIGA スクール(iPadOS)共同体 代表構成員:日本電通株式会社と仮契約を締結しており、本契約の締結には、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を要することから、令和7年第2回定例会において議決を求め、本契約を締結しようとするもの

2 取得する財産

GIGA端末一式(iPad、キーボード、タッチペン等) 16,283台

3 契約方法 随意契約

今回の GIGA 端末の更新については、国の補助要件が共同調達となっており、大阪府にて共同調達が実施されることから、本市も共同調達に参加し、GIGA 端末の更新を行うもの。共同調達に参加する自治体は、OS と調達方式を選択のうえ、大阪府が実施する入札に基づき、当該企業と落札した単価にて、和泉市随意契約ガイドライン第2号(その性質又は目的が競争入札に適さないもの)により随意契約を締結するもの。

4 仮契約日 令和7年6月4日

5 仮契約の相手方 令和7年度大阪府 GIGA スクール(iPadOS)共同企業体

代表構成員:日本電通株式会社

大阪市港区磯路2-21-1

日本電通株式会社 代表取締役社長 川副 和宏

※ 令和7年度大阪府 GIGA スクール(iPadOS)共同企業体の構成員

- ・ 日本電通株式会社
- ・ 株式会社内田洋行
- ・ 株式会社ウチダシステムズ
- ・ 株式会社大塚商会

6 和泉市における契約予定内訳（大阪府入札後）

当初予算計上額

小学校電算機器管理事業 17 備品購入費	655,900,000 円
中学校電算機器管理事業 17 備品購入費	360,200,000 円
合計	1,016,100,000 円

※ 1 台あたり、税込み 62,400 円

品目	単価	数量	見積金額
iPad	37,240 円	16,283 台分	606,378,920 円
(キッティング (セットアップ作業))	2,500 円		40,707,500 円
セキュリティ等管理システム	1,840 円		29,960,720 円
キーボード	5,700 円		92,813,100 円
タッチペン	1,440 円		23,447,520 円
画面保護フィルム	450 円		7,327,350 円
合計			800,635,110 円
消費税			80,063,511 円
税込金額			880,698,621 円

※ 1 台あたり、税込み 54,087 円

【歳入】

端末費用の 2/3 が国庫補助金の対象

54,087 円×16,283 台×2/3=587,132,414 円

一般財源 293,566,207 円は交付税措置あり。

議案第31号

令和7年和泉市議会第2回定例会に提出する議案について（その6）

次の案件を令和7年和泉市議会第2回定例会に提出することについて、議決を求める。

令和7年6月19日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

- 案件 工事請負契約の締結について
1. 市立南松尾はつが野学園留守家庭児童会室増築工事
 2. 和泉市庁舎分館及び教育センター除却工事

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づき、議会の議決を経るべき議案は、教育委員会の意見を聴かなければならない。これが本議案を提出する理由である。

議案第 号

工事請負契約締結について

市立南松尾はつが野学園留守家庭児童会室増築工事請負契約を締結することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年和泉市条例第 1 4 号）第 2 条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 月 日提出

和泉市長 辻 宏 康

- | | |
|-----------|---|
| 1 契約の目的 | 市立南松尾はつが野学園留守家庭児童会室増築工事 |
| 2 契 約 者 | 和泉市長 辻 宏 康 |
| 3 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 契 約 金 額 | 2 0 4, 3 3 2, 7 0 0 円 |
| 5 契約の相手方 | 和泉市伯太町二丁目 5 番 3 5 - 2 0 5
花田建設株式会社和泉営業所
所長 上間 久美子 |

議案第 号参考資料

市立南松尾はつが野学園留守家庭児童会室増築工事概要

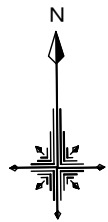
- | | |
|--------------|--|
| 1 工 事 場 所 | 和泉市はつが野六丁目地内 |
| 2 工 事 種 別 | 建築一式工事 |
| 3 工 事 内 容 | 鉄骨造 2階建 建築面積 461.20㎡ 延床面積 869.62㎡ |
| 4 工 期 | 自 令和7年 月 日（議決の日）
至 令和8年 3月19日 |

議案第 号参考資料
工事請負契約締結について
(市立南松尾はつが野学園留守家庭児童会室増築工事)
位置図

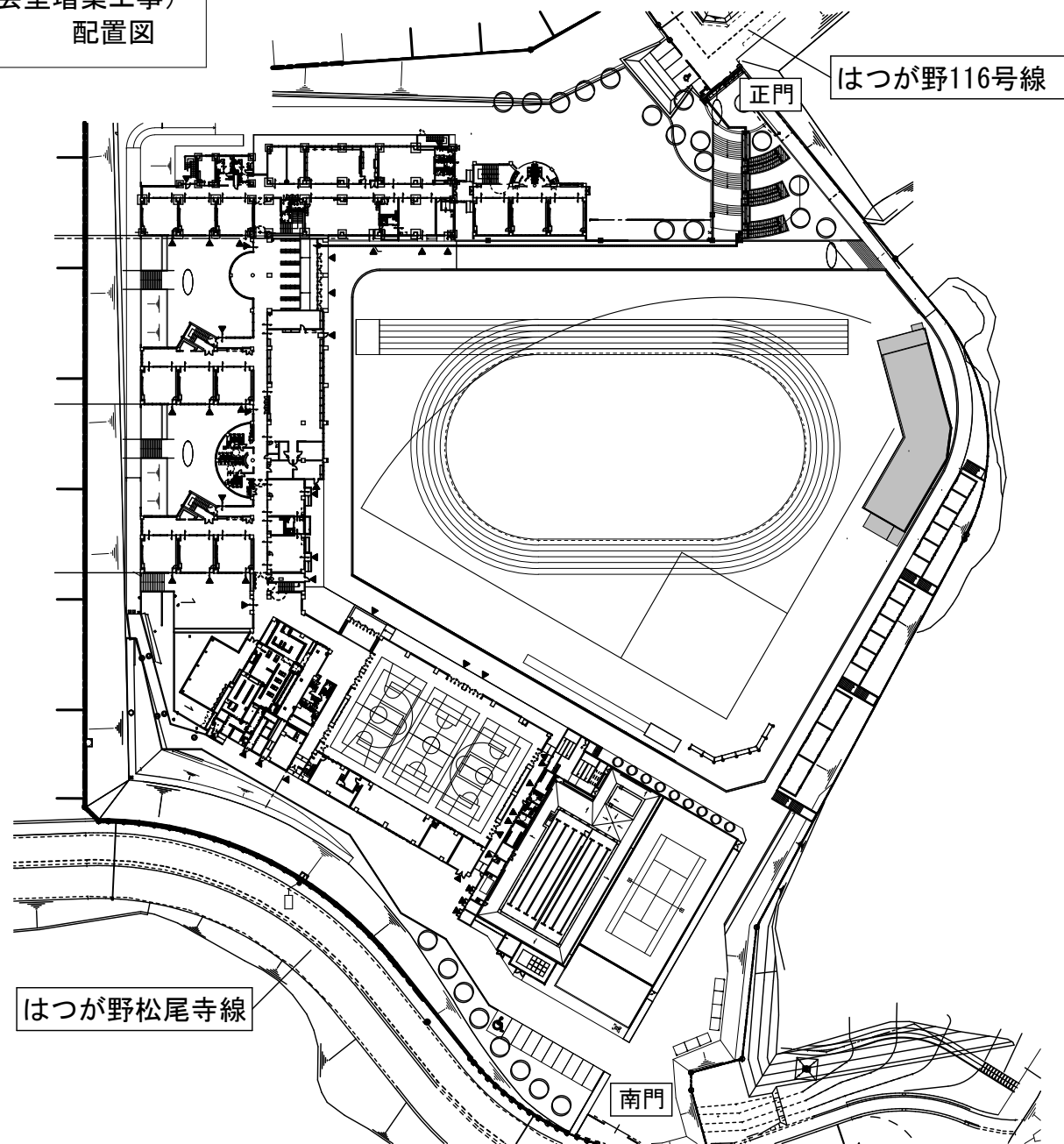


議案第 号参考資料
工事請負契約締結について
(市立南松尾はつが野学園留守家庭児童会室増築工事)
配置図

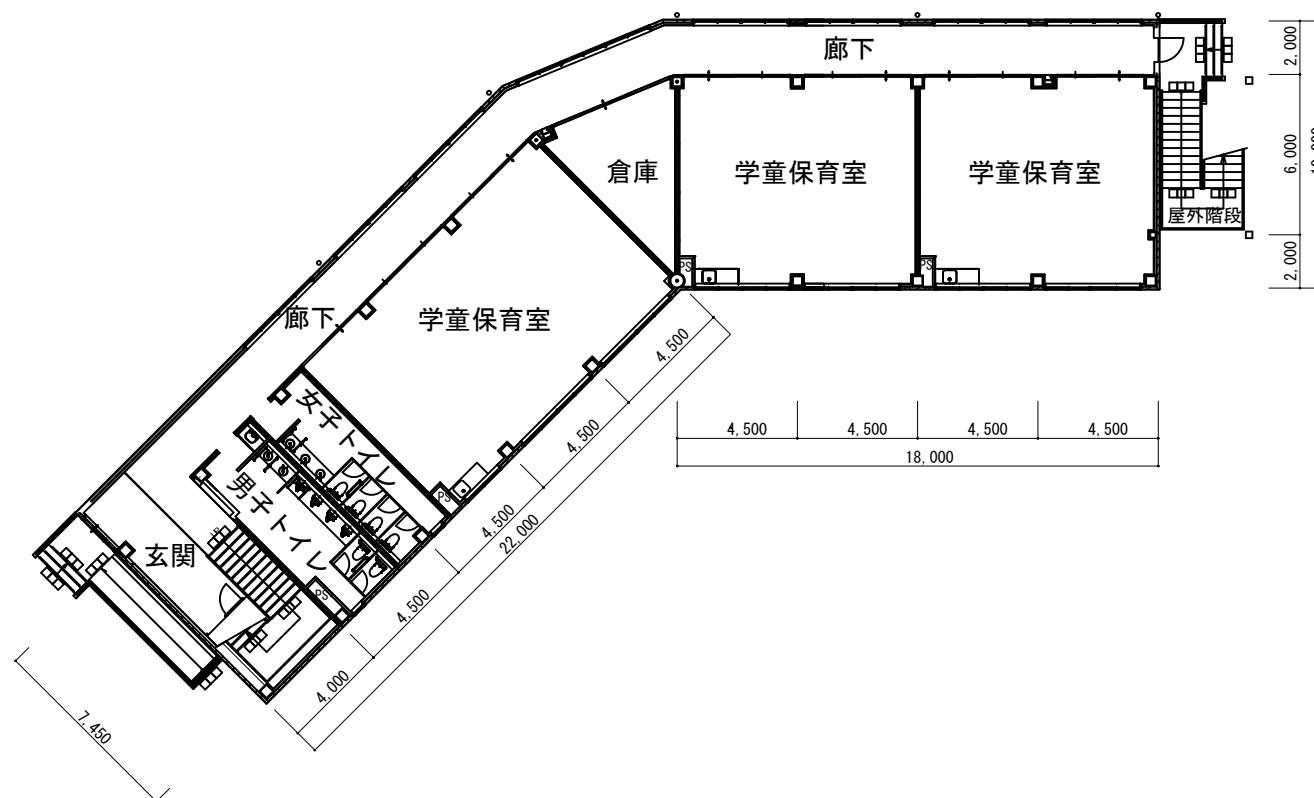
：工事対象範囲



配置図 S=1:400

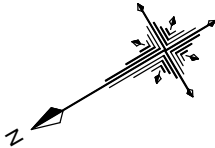


議案第 号参考資料
 工事請負契約締結について
 (市立南松尾はつが野学園留守家庭児童会室増築工事)
 1階平面図



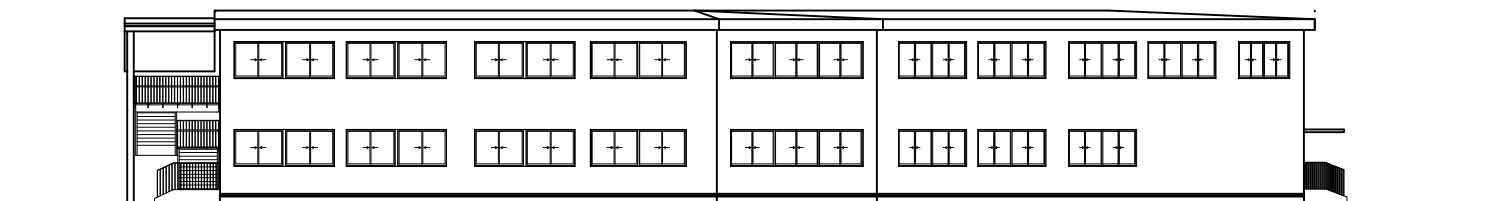
1階平面図 S=1:100

議案第 号参考資料
工事請負契約締結について
(市立南松尾はつが野学園留守家庭児童会室増築工事)
2階平面図

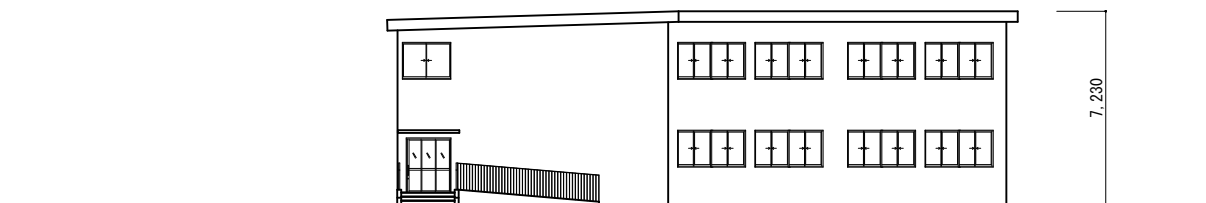


2階平面図 S=1:100

議案第 号参考資料
工事請負契約締結について
(市立南松尾はつが野学園留守家庭児童会室増築工事)
立面図



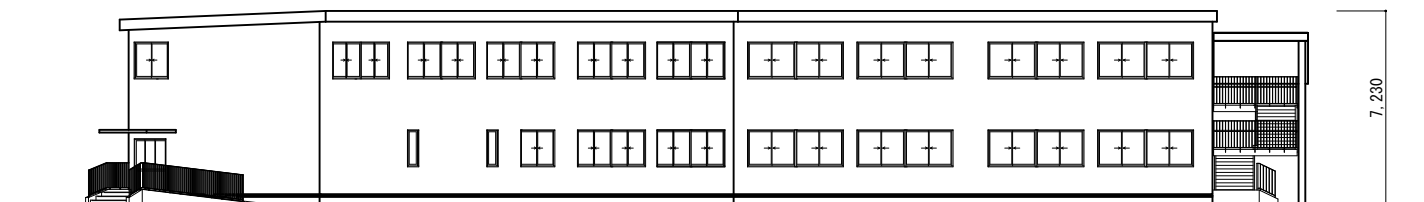
東立面図



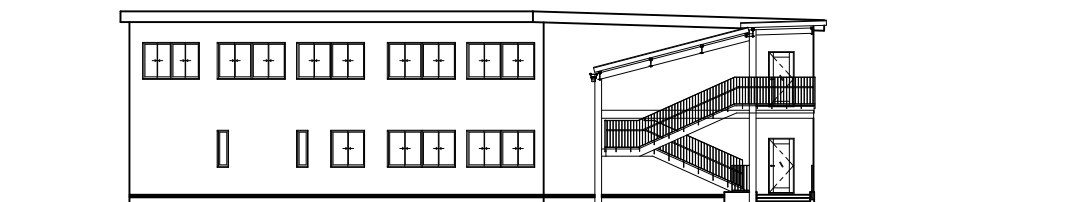
北立面図

立面図 S=1:100

議案第 号参考資料
工事請負契約締結について
(市立南松尾はつが野学園留守家庭児童会室増築工事)
立面図



西立面図



南立面図

立面図 S=1:100

制限付一般競争入札(特別簡易型総合評価落札方式)結果表

件 名	市立南松尾はつが野学園留守家庭児童会室増築工事			
施工場所	和泉市 はつが野六丁目 地内			
公 告 日	令和7年4月8日			
入札年月日	令和7年5月27日 午前11時00分			
契約予定金額	204,332,700円(税込み)			
落札金額	185,757,000円(税抜き)			
落札業者	花田建設株式会社和泉営業所			
所 在 地	和泉市伯太町二丁目5番35の205			
設計金額	201,910,000円 (税抜き)			
予定価格	201,910,000円 (税抜き)			
低入札調査基準価格	185,757,000円 (税抜き)			
失格基準価格	168,184,000円 (税抜き)			
契約予定日	令和7年和泉市議会第2回定例会契約締結議案可決日			
竣工予定日	令和8年3月19日			
業 者 名	技術評価点	入札金額	評価値	備考
日興建設株式会社				事前辞退
花田建設株式会社和泉営業所	108.5	¥185,757,000	58.4096427	落札
株式会社惣一組	106.5	¥200,200,000	53.1968031	
花田工業株式会社	109.0	¥201,910,000	53.9844485	
西野建設工業株式会社				事前辞退
富国建設株式会社	106.0	¥201,900,000	52.5012382	
JSCテクノス株式会社				事前辞退
工 事 概 要				
建築一式工事 増築棟：鉄骨造 二階建て 延べ面積869.62㎡ 7教室、男女トイレ、倉庫、屋内・屋外階段				
備 考				
※評価値の算定方法 評価値 ＝ 技術評価点／入札価格 × 100,000,000 (小数点第8位以下切捨)				

議案第 号

工事請負契約締結について

和泉市庁舎分館及び教育センター除却工事請負契約を締結することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年和泉市条例第 1 4 号）第 2 条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 月 日提出

和泉市長 辻 宏 康

- | | |
|-----------|---|
| 1 契約の目的 | 和泉市庁舎分館及び教育センター除却工事 |
| 2 契 約 者 | 和泉市長 辻 宏 康 |
| 3 契約の方法 | 公募型指名競争入札 |
| 4 契 約 金 額 | 1 8 8, 2 1 5, 5 0 0 円 |
| 5 契約の相手方 | 和泉市伯太町二丁目 5 番 3 5 号
花田工業株式会社
代表取締役 花田 純一 |

議案第 51 号参考資料

和泉市庁舎分館及び教育センター除却工事概要

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 場 所 | 和泉市府中町四丁目地内 |
| 2 工 事 種 別 | 解体工事 |
| 3 工 事 内 容 | 和泉市庁舎分館（鉄筋コンクリート造 2階建 延床面積 1459.89㎡）及び
教育センター（鉄筋コンクリート造 2階建 延床面積 1994.13㎡）除却工事 |
| 4 工 期 | 自 令和7年 月 日（議決の日）
至 令和8年 1月30日 |

議案第 号参考資料
工事請負契約締結について
(和泉市庁舎分館及び教育センター除却工事)

位置図



位置図 S=1:4000

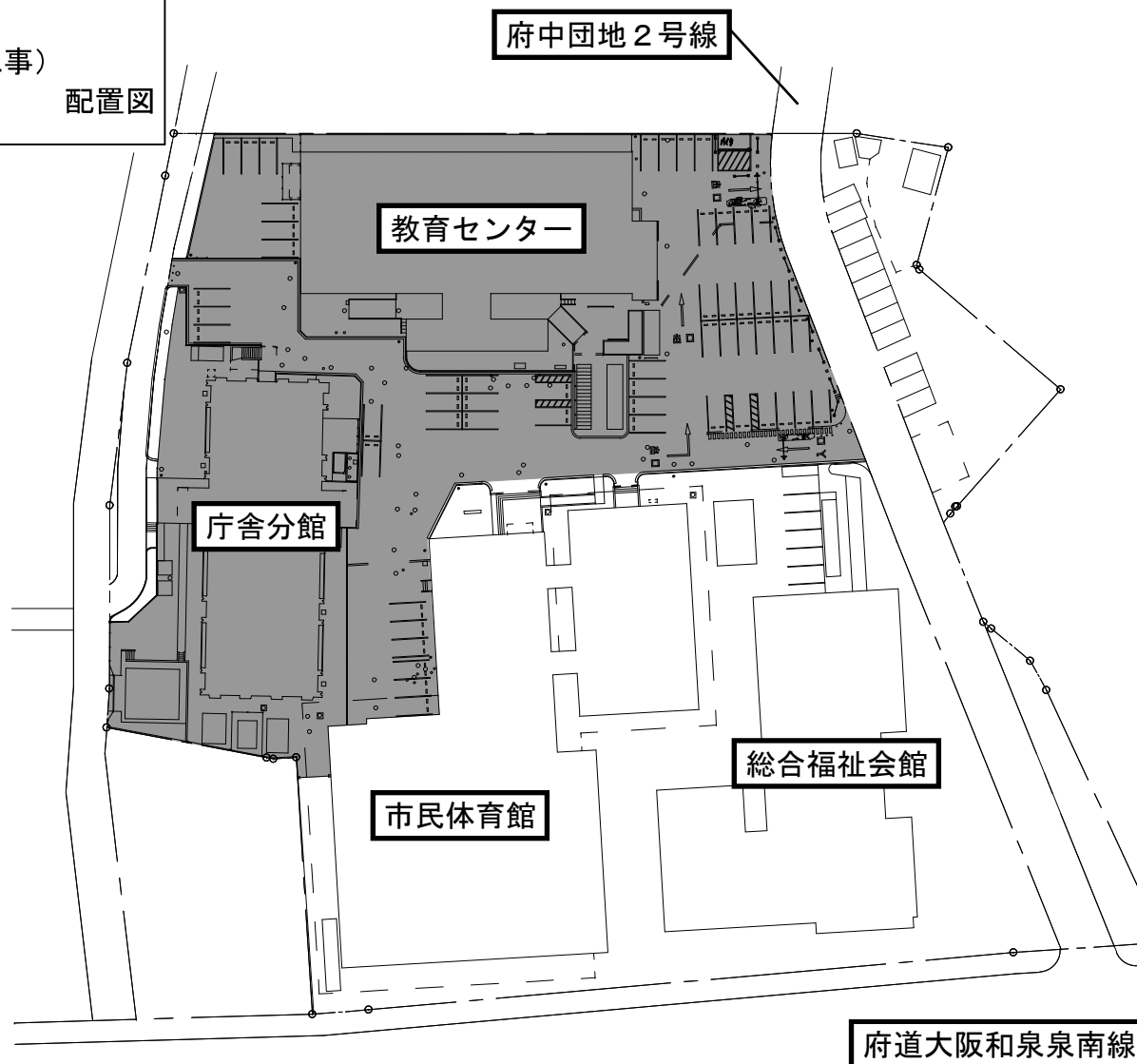
議案第 号参考資料
工事請負契約締結について
(和泉市庁舎分館及び教育センター除却工事)

配置図

■ : 工事対象範囲



配置図 S=1:1000



公募型指名競争入札結果表

件 名	和泉市庁舎分館及び教育センター除却工事		
施 工 場 所	和泉市 府中町四丁目 地内		
公 告 日	令和7年5月7日		
入札年月日	令和7年6月6日 午後2時30分		
契 約 金 額	188,215,500円 (税込み)		
落 札 金 額	171,105,000円 (税抜き)		
落 札 業 者	花田工業株式会社		
所 在 地	和泉市伯太町二丁目5番35号		
設 計 金 額	228,140,000円 (税抜き)		
予 定 価 格	228,140,000円 (税抜き)		
最低制限価格	171,105,000円 (税抜き)		
仮契約日	令和7年6月13日		
本契約日	令和7年和泉市議会第2回定例会契約締結議案可決日		
竣工予定日	令和8年1月30日		
業 者 名	入札金額	備考	
天野建設株式会社	171,105,000円		
ESC建材株式会社	171,105,000円		
有限会社市川工業	171,105,000円		
植林建設株式会社	171,105,000円		
株式会社永福	171,105,000円		
株式会社太田建設	171,105,000円		
岡兵木材工業株式会社	171,105,000円		
株式会社貝淵土木産業	171,105,000円		
貫野建設株式会社和泉営業所	171,105,000円		
木村建設株式会社	171,105,000円		
株式会社JSCコーポレーション	171,105,000円		
JSCテクノス株式会社	171,105,000円		
株式会社西和開発	171,105,000円		
株式会社泉州イワタニ	171,105,000円		
株式会社惣一組	171,105,000円		
タムラ建材工事店	171,105,000円		
辻作建設株式会社	171,105,000円		
西野建設株式会社	171,105,000円		
日興建設株式会社	171,105,000円		
橋本土木興業株式会社	171,105,000円		
花田工業株式会社	171,105,000円	くじにより決定	
株式会社聖興業	171,105,000円		
株式会社マツイコーポレーション	171,105,000円		
株式会社水原土木	171,105,000円		
矢野建設株式会社和泉支店	171,105,000円		
有限会社和田建設工業	171,105,000円		
花田建設株式会社和泉営業所	171,105,000円		
工 事 概 要			
解体工事			
和泉市庁舎分館及び教育センター除却工事			
落札率 75.0%			

議案第32号

和泉市久保惣記念美術館リニューアル基本構想の策定について

和泉市久保惣記念美術館リニューアル基本構想を別紙のとおり策定する。

令和7年6月19日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

理 由

令和7年2月に策定した「和泉市久保惣記念美術館運営ビジョン」に基づき、美術館の長寿命化に併せて、寄贈敷地の有効利用と収蔵品を活かした展覧会の開催に対応するリニューアル計画を推進する必要がある。これが、本議案を提出する理由である。

